

〇〇〇〇〇〇株式会社 御中

2010年10月以降保険始期用

輸出取引信用保険のご案内

20XX年XX月XX日

[引受保険会社]

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
弊社業務に関しましては平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、貴社におかれましては、日頃より輸出取引における海外取引先への貸倒れ・焦付きを防止すべく、日常の与信管理を基本とした債権保全策を講じられていることとご拝察いたします。

この度ご案内いたします「輸出取引信用保険」は、輸出取引において相手企業の倒産または相手国の輸入制限などの事情により輸出代金が不払いとなった場合に、貴社が被る輸出代金の未回収損害の一定部分に対して保険金をお支払いするものです。この保険をご採用いただくことで、貴社の輸出取引に関する債権管理の一助となれば幸いです。

つきましては、以下のご案内をご高覧の上、ご検討賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

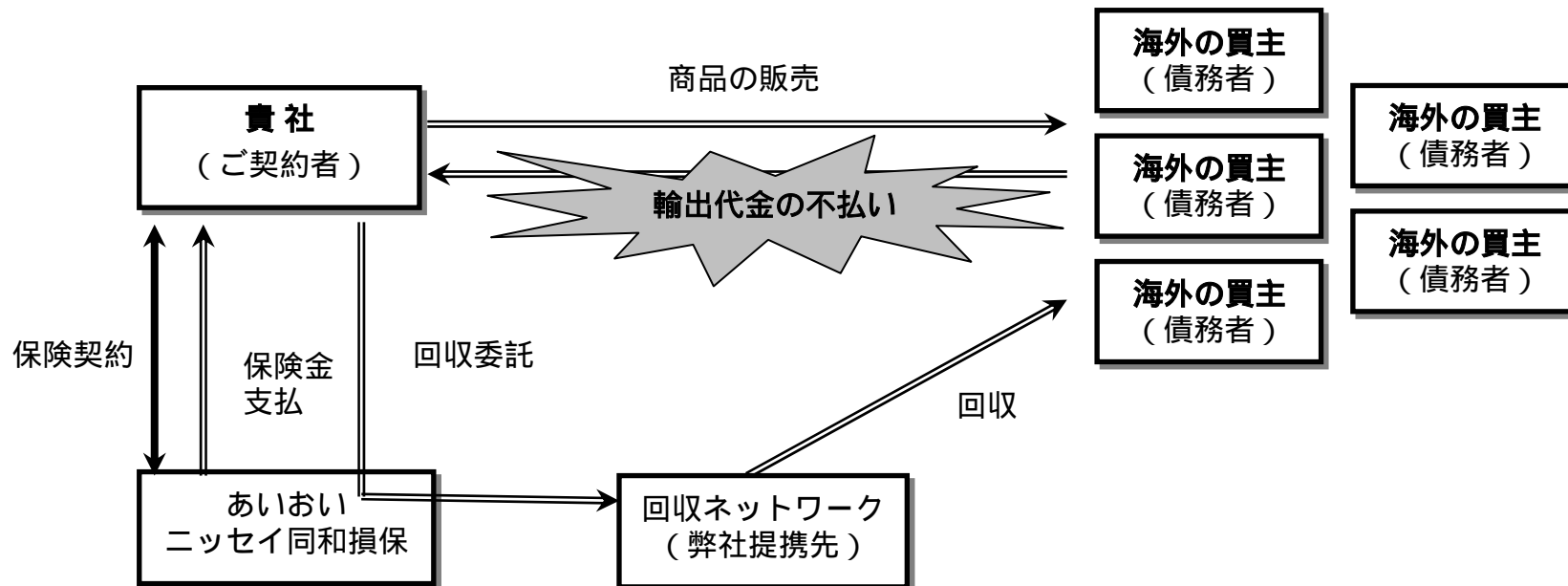
末筆ではございますが、貴社の益々のご発展を衷心よりお祈り申し上げます。

敬具

輸出取引信用保険は、貴社が行う継続的な輸出取引について、海外の取引先が倒産したり、相手国が為替取引制限や輸入制限などを行ったことによって輸出代金の支払いが行われない場合に、貴社が被る代金未回収損害の一定額を補償する保険です。

この保険では以下の場合に保険金をお支払いします。（P.4「保険金をお支払いできない場合」を除く。）

- 取引先が倒産状態となった場合
- 上記以外の事由によって債権が不払いとなった場合で、かつ貴社からの支払遅延の通知を受領した後5か月を経過しても未回収債権が存在する場合



1. 保険の対象とする取引先(海外の輸出相手先)

■ 海外の取引先との継続的な輸出取引(売買取引および役務提供)について、原則として全ての取引先を保険の対象としていただきます。ただし、以下のいずれかの基準にて取引先を抽出することは可能です。

- ① 年間取引高(または債権残高)が〇〇円以上または上位〇〇社までを保険の対象とする。
 - ② 〇〇事業部の取引先すべてを保険の対象とする。(ただし、請求書に取引した事業部が記載される場合に限りです。)
- (注) 保険対象とするお取引先数が10社未満の場合は原則としてお引受けできません。

■ 以下の取引先は、保険の対象とすることはできません。

- 弊社が事前に審査した結果、お引受けをお断りする取引先
- 日本国内に所在する取引先
- 貴社と一定の人的、資本的関係をもつ債務者(子会社、関連会社等)
- 契約締結時において、既に債務不履行(支払遅延を含みます。)が発生している取引先
- 契約締結時において、既に倒産状態にある取引先
- 日本で登記された銀行による確認付き取消不能信用状(Confirmed irrevocable L/C)により代金支払がなされる取引先

2. 保険の対象となる取引(債権)

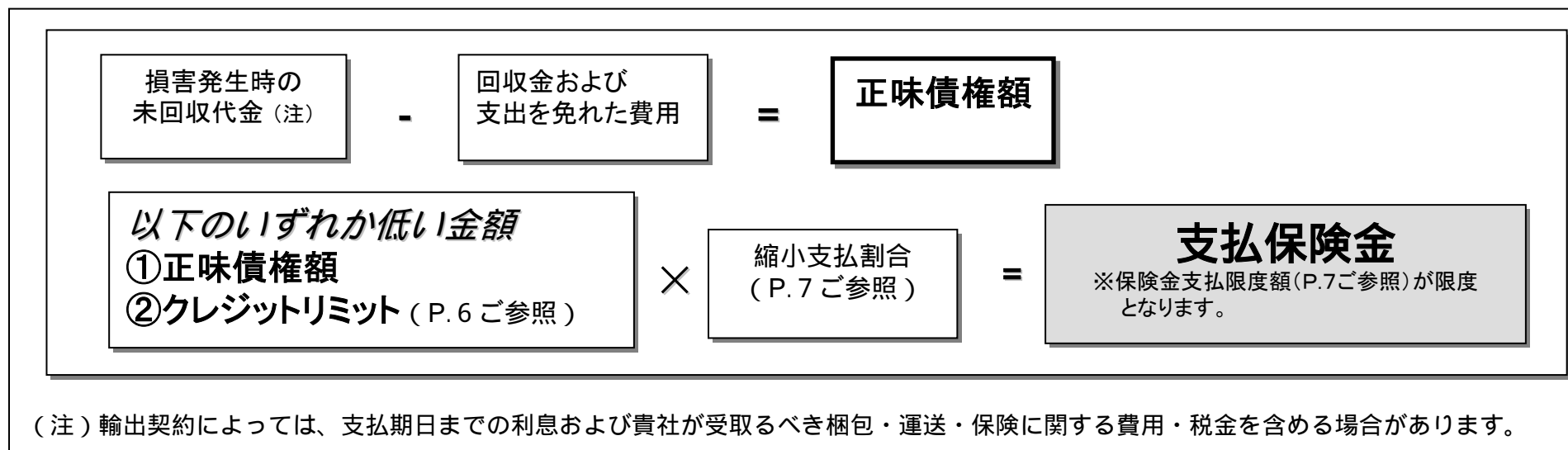
■ 上記1. の取引先との継続的な輸出取引に基づく債権で、以下の条件を全て満たす債権が保険対象となります。

- ① 商品の積出しが保険期間中に行われること
 - ② 請求書の送付が、商品の積出しの日から起算してから最長請求期間(通常は10日)以内に行われること
 - ③ 決済期間(請求日から代金支払日までの期間)が最長決済期間(通常は120日)以内であること
- (注) 輸出取引の契約内容によっては、お引受けできない場合がございます。

次の事由による損害については保険金をお支払いできません。

紛争がある債権について生じた損害。ただし、裁判所による決定等により貴社の債権として認められた場合を除きます。
貴社が私個人または貴社と一定の人的、資本的関係をもつ取引先（子会社、関連会社等）と締結した契約について生じた損害
（注）私個人とは、自らの営業上の目的以外の目的で、商品または役務を購入するすべての個人をいいます。
商品の積出しの前、または商品がすでに日本国外にある場合（販売委託契約の場合、保税倉庫での保管中または見本市への出展中の場合）は商品の引渡しの前に代金の支払いが行われることになっている契約について生じた損害
日本国内で登記された銀行によって確認される取消不能信用状によって代金の支払いが行われる契約について生じた損害
クレジットリミットを超える部分の損害
弊社がクレジットリミットを減額または取消した後に行われた積出または引渡しに関する損害
取引先が債務を履行しない場合において、弊社に対しその取引先の不利益情報または支払遅延の通知がすでになされ、またはその通知がなされるべきであったその取引先に対して行われた積出または引渡しに関する損害
（注）不利益情報とは、取引先の財政状態の悪化を導いた、または導くおそれのあるすべての事実（事業再編、人員削減、手形の不渡り等）をいいます。
取引先が債務を履行しない場合において、弊社に対し支払期日経過の通知がなされるべきであったその取引先に対して行われた積出または引渡しに関する損害
貴社の知る限りにおいて、すでに倒産状態にある取引先に対して行われた積出または引渡しに関する損害
保険契約に規定される貴社の義務の不履行によって生じた損害
書類引換現金払い売買の場合において、貴社が、適用される法令・規則または慣習に従わなかったことにより商品に対する支配を失ったことによって生じた損害
保険契約に規定される必要な許可を得ず、または適用される法令・規則に違反して行われた積出または引渡しに関する損害
核爆発または核汚染により直接または間接に生じた損害
フランス、中国、ロシア、イギリスおよびアメリカのうち、2カ国以上の国の間の戦争により直接または間接に生じた損害
遅延利息、遅延損害金、違約金または損害賠償について被った損害
弊社からの書留郵便による催告書を受領してから15日以内に保険料の全部または一部を支払わない場合において生じた損害
弊社に対して保険契約者が行った告知または通知に虚偽または不完全な点があった場合において生じた損害（損害の発生がその虚偽または不完全な点によると否とを問いません。）
上記 から までの事由以外の保険契約上の義務を保険契約者が履行しない場合において生じた損害

お支払いする保険金は、以下の算式によって計算されます。
 (免責金額(P.7をご参照ください)を設定する場合の支払保険金は、下記算式と異なります。)



《円貨換算の方法》

保険契約上の通貨は円建てとなります。

取引先との決済条件(請求書に記載される通貨)が円以外の通貨の場合は、以下の方法で円貨換算します。

- ① 正味債権額の計算について : 当該取引にかかる請求書が発行された月の最終営業日に有効な為替レートを適用します。
当該請求書に関して受領されるべき全ての支払額は、同レートで換算されます。
- ② 保険金支払後の回収金について: 貴社または弊社がその金額を回収した時の為替レートを適用します。その時の為替レートがない場合は、該当する銀行の入金済通知書に引用された為替資金引渡日における為替レートとします。

注) 上記の為替レートとは、外国為替銀行が公表する対顧客直物電信買相場の始値をいいます。

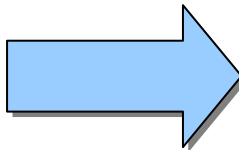
1. クレジットリミット(与信限度額)

- クレジットリミット(与信限度額)とは、取引先毎に設定する“与信限度額”です。
- 取引先毎の最大債権残高(または希望保証額)を基準として、弊社が取引先毎の審査を実施した上で設定させていただきます。
(審査の結果、クレジットリミットの設定をお断りしたり、ご希望の保証額よりクレジットリミットを低額に設定する場合があります。)
- クレジットリミットと支払保険金との関係は、P.5をご参照ください。

《クレジットリミットの設定イメージ》

N o.	取引先名	国名	住所	輸出売上高 (百万円)	決済期間 (請求日起算)	最大債権残高 または希望保証額 (百万円)	クレジットリミット (百万円)
1	A	米国	-----	300	60日	75	75
2	B	中国	-----	200	120日	80	30
3	C	台湾	-----	100	90日	30	30
4	D	英国	-----	50	60日	15	15
5	E	タイ	-----	30	60日	10	設定不可
∫	∫	∫	∫	∫	∫	∫	∫

弊社にて取引先毎の審査を実施



クレジットリミット (百万円)
75
30
30
15
設定不可
∫

【保険期間中のクレジットリミットの減額・撤回】

- 弊社は、保険期間の中途であっても取引先の信用状況悪化等の情報を入手した場合は、当該取引先のクレジットリミットを減額または撤回する場合があります。
- その効力は、弊社が貴社に対して通知した日以降に行われた商品の積出しから生じることとなります。

2. 保険金支払限度額

- 1 保険契約においてお支払いする保険金の上限額として、保険金支払限度額を設定します。
- 保険金支払限度額は、最低保険料の通常30倍となります。

3. 縮小支払割合(貴社の損害に対する弊社の補償割合)

- 弊社の補償割合である縮小支払割合を設定します。(適用方法はP.5をご参照ください。)
- 縮小支払割合は90%を上限として、5%刻みとなります。

4. 免責金額(貴社の損害について自己負担していただく金額)

- 免責金額は、貴社のご要望または弊社の都合により設定させていただく場合がございます。
- 免責金額を設定することで、保険料を低く抑えることができます。
 - ① フランチャイズ免責
 - 1回の損害毎に適用します。
 - 保険契約の対象となる債権額がフランチャイズ免責金額以下の場合は、保険金をお支払いしません。
 - 一方、保険契約の対象となる債権額がフランチャイズ免責金額を超えた場合は、その損害については免責金額を適用しません。(P.5の算式に基づき保険金をお支払いします。)
 - ② デイダクダブル免責
 - 1回の損害毎に適用します。
 - P.5の算式にて算出される支払保険金から、損害の都度控除される免責金額です。

1. 保険料率の設定

- 質問書兼告知書にご記載いただく内容(保険対象となる商品の種類、輸出相手国、保険対象の輸出売上高、支払遅延の状況、過去の貸倒れ実績等)を総合的に分析し、個別に設定させていただきます。
- 保険料率は、保険対象となる輸出売上高に対する料率となります。

2. 保険料のお支払い

(1) 保険契約締結時

- 保険契約締結時に、「最低保険料」をお支払いいただきます。
 - 最低保険料は、「保険対象となる予想年間売上高 × 保険料率 × 80%」にて算出します。
- (注) 保険料のほか、クレジットリミット設定費用(取引先の調査、モニタリングに関する費用)として、取引先1社につき年5,250円(消費税込み)を弊社の提携先であるコファスサービスジャパン株式会社に直接お支払いいただきます。

(2) 保険期間満了時(確定精算)

- 保険期間満了後に、「確定保険料」を算出します。
- 確定保険料は、「保険期間中の輸出売上高実績 × 保険料率」にて算出します。
- 「確定保険料」が「最低保険料」を上回る場合は、その差額を精算(請求)させていただきます。なお、確定保険料が最低保険料以下となる場合でも、保険料の精算(返還)は行いません。

3. 輸出売上高実績のご報告(四半期毎)

- 保険期間中の輸出売上高実績については、四半期毎に弊社所定の書式にてご報告いただきます。
- 前四半期の輸出売上高実績について、翌四半期の最初の月の15日までにご報告ください。

1. 取引先の追加

- 保険期間の途中で新たな取引先を保険対象として追加する場合は、事前に弊社の承認が必要となりますので、弊社所定の用紙にて弊社宛にクレジットリミットの設定をご請求ください。
 - 弊社で取引先の審査を実施し、クレジットリミットを設定の上、ご通知いたします。
 - クレジットリミットの効力は、貴社からのクレジットリミットの設定請求を弊社が受領した日から生じます。(ただし、弊社がクレジットリミットの設定をお断りした場合、または弊社からの通知に別途条件が明記される場合を除きます。)
 - 追加する時点では追加保険料のお支払いは不要です。保険期間満了後に、輸出売上高実績に基づき精算させていただきます。(P.8をご参照ください。)
- (注)保険契約締結時に告知いただいた国以外の国に存在する取引先を追加する場合は、お引受けをお断りしたり、保険料率を変更する場合があります。

2. クレジットリミットの変更

- 保険期間の途中で、以下の事由等が生じたことによって、クレジットリミットを変更する必要がある場合も、弊社所定の用紙にて弊社宛にご請求ください。
 - 取引金額の増加により、クレジットリミットの増額が必要な場合
 - 取引先が合併、営業権譲渡等により法的身分が変更された場合
 - 売買契約の解消によりクレジットリミットを取消す場合 など
- 弊社で変更内容を確認および審査し、変更の可否についてご回答いたします。

1. 最長決済期間

- 保険契約において、最長決済期間(決済期間(請求日から代金支払日までの期間)の最長期限)を定めます。
- 最長決済期間は、通常120日となります。
- 最長決済期間を超える債権は保険の対象となりません。

2. 決済期間の延長を行う場合

(1) 延長する期間を含めた決済期間の合計が、最長決済期間以内の場合

- 過去に支払遅延が発生していない場合に限り、弊社へ通知することなく決済期間を延長することができます。

(2) 延長する期間を含めた決済期間の合計が、最長決済期間を超える場合

- 弊社の事前の承諾が必要になりますので、弊社所定の用紙にて弊社宛にご請求ください。(取引先の状況等によって、決済期間の延長をお断りする場合があります。)

1. 直ちにご通知いただく事由

■以下の事由が発生した場合は、直ちに書面にてご通知ください。

- 取引先が倒産状態になったことを示す情報を貴社が入手したとき(弊社所定の「支払遅延の通知書」にてご通知ください。)
- 当初の支払期日を60日経過しても支払がなされないとき(弊社所定の「支払期日経過の通知書」にてご通知ください。)
- 取引先に関する何らかの不利益情報^(注)を貴社が知ったとき

(注)不利益情報とは、取引先の財政状態の悪化を導いた、または導くおそれのあるすべての事実(事業再編、人員削減、手形の不渡り等)をいいます。

2. 支払遅延の通知

■支払遅延が発生した場合は、弊社所定の「支払遅延の通知書」にて弊社宛にご通知ください。

■最長決済期日を経過した場合は必ず30日以内に弊社宛にご通知ください。ご通知が遅れますと、保険金をお支払いできない場合がございますので、ご注意ください。

※何らかの紛争が生じている場合は、その理由を含む全ての情報をご連絡ください。

■過去に支払遅延の通知をご提出いただいている取引先であっても、支払遅延が発生する都度、弊社への通知が必要です。

■弊社は「支払遅延の通知書」を受領次第、必要に応じて未収債権の回収手続きを開始します。(詳しくは、P.12をご参照ください。)

■支払遅延の通知後に、取引先から未回収債権の一部もしくは全部が支払われた場合は、直ちに弊社にご通知ください。

【支払遅延が発生した日以降の商品の積出し等】

- 支払遅延が発生した日以降に商品の積出し、引渡し等を行った取引については、保険金をお支払いできません。

1. 債権回収手続きの開始

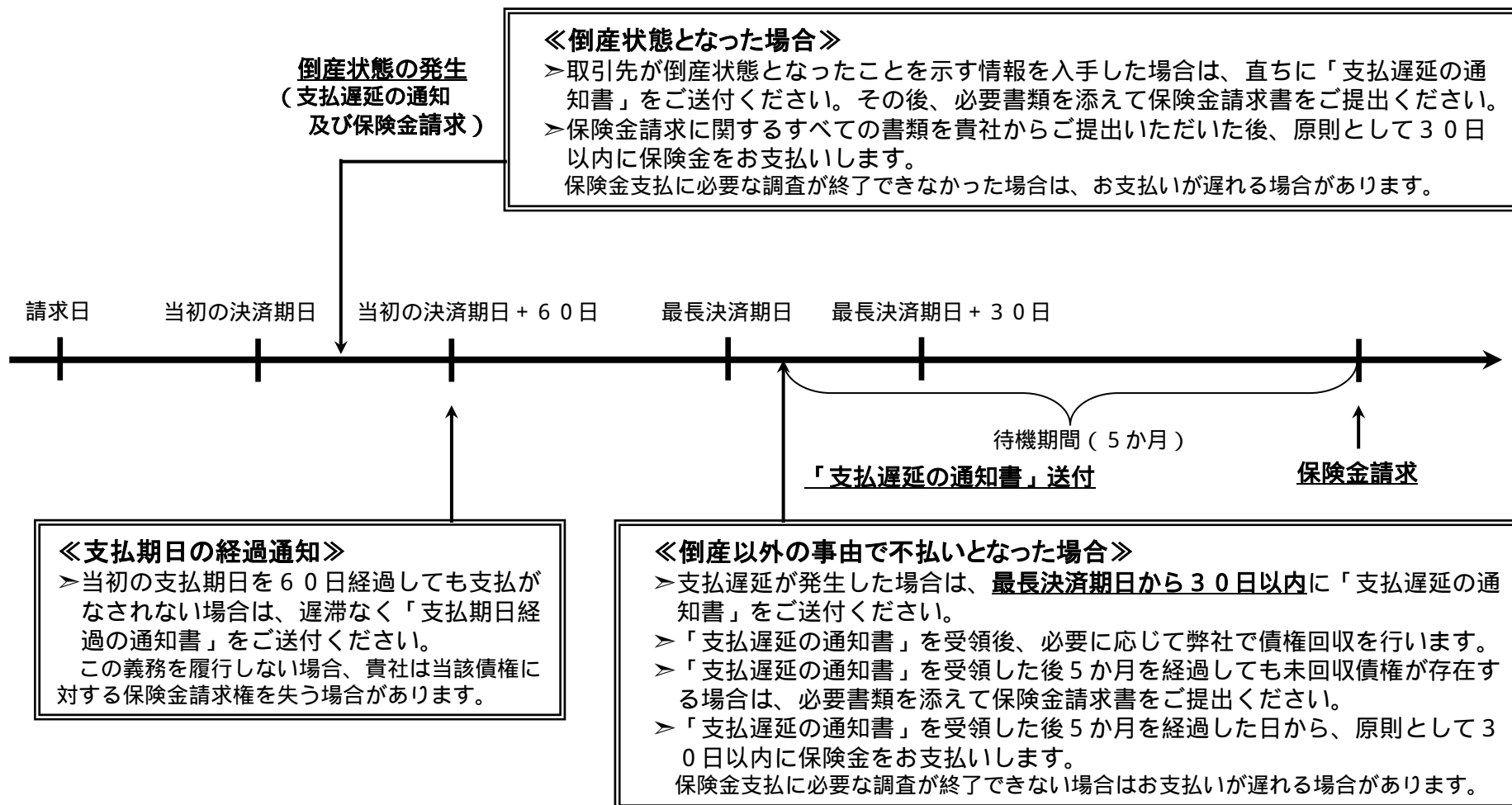
- 取引先が倒産状態となった場合、または支払遅延が発生した場合は、「支払遅延の通知書」にて弊社宛にご通知いただきます。
- 「支払遅延の通知書」受領後、必要に応じて弊社は海外の債権回収ネットワークを通じて、未回収債権の回収手続きを開始します。(債権回収の実施については、債権額や取引先の状況等を勘案し、弊社で判断させていただきます。)
- 紛争の対象となっている債権については、弊社は債権回収を行うことができませんので、ご了承ください。

2. 債権回収に関する権限等

- 弊社が債権回収手続きを行うにあたり、貴社の未回収債権の全てまたは一部が保険金の支払対象となるか否かにかかわらず、貴社の債権とそれに関連する貴社のすべての権利を行使する権限(示談解決する権限等を含みます。)を委任させていただきます。
- 弊社の書面による承諾なく、取引先と交渉しないようお願い致します。
- 当該債権について、その全部または一部について権利放棄することはできません。(弊社の同意がある場合を除く。)
- 弊社が行った回収行為または貴社が弊社の同意を得て行った回収行為にかかる費用はすべて弊社が負担します。
- 債権回収に必要な全ての書類をご提出ください。

3. 回収金の取扱い

- 保険金をお支払いする前に回収した金額は、請求書発行の早い順に未回収債権の弁済に充当されます。
- 保険金をお支払いした後に回収した金額は、まずお支払いした保険金の範囲内で弊社に帰属し、保険契約の対象となる債権額を超過する部分は回収費用を差し引いた後で、貴社に返還いたします。



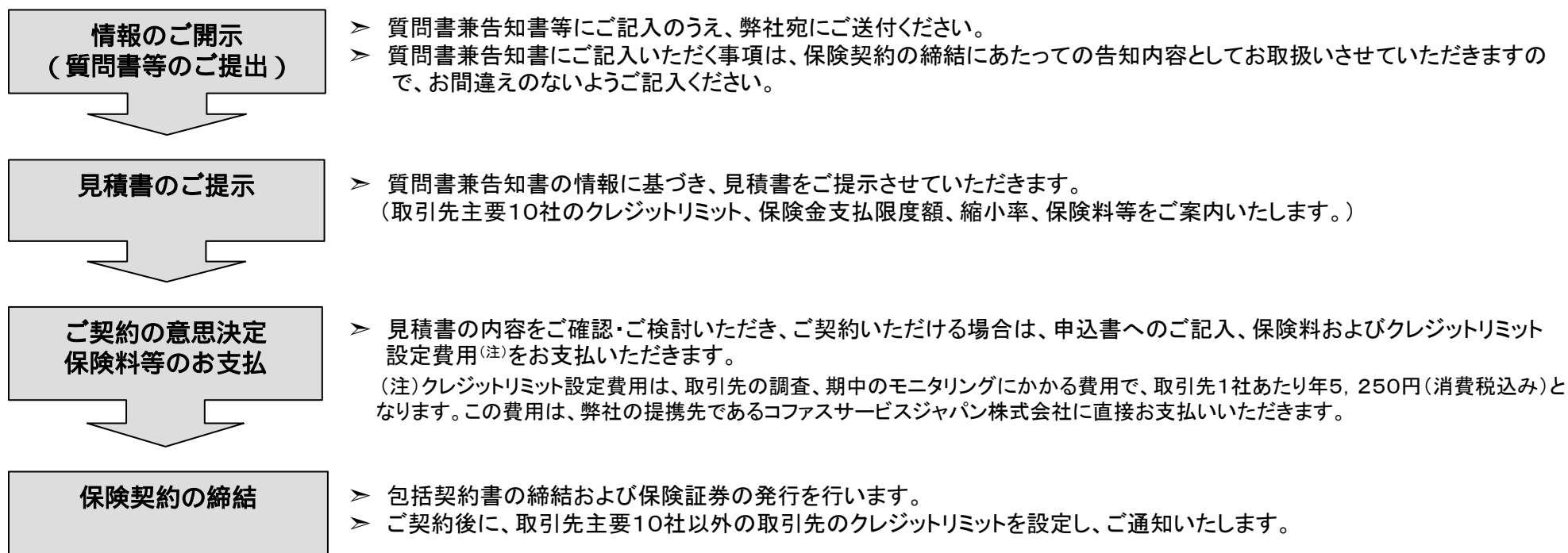
1. お見積りにあたってご提供いただきたい資料・データ

保険料のお見積りにあたっては、以下の資料をご提供ください。

なお、お見積書のご提示までには通常2～3週間程度のお時間が必要となりますので、予めご了承ください。

- 質問書兼告知書(弊社所定フォーム) ※Excel形式でご提供ください。
- 保険対象となる全取引先リスト(弊社所定フォーム) ※Excel形式でご提供ください。
- 貴社の会社案内

2. ご契約までの流れ



【注意喚起情報のご説明】

この書面は、ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、申込書の記載内容に誤りがないことを確認し、お申し込みくださいますようお願いいたします。
この書面は、ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細は、グローバルリアンス普通保険約款（一般条項）・モジュール（特約条項）・包括契約書をご確認ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。
ご契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

2010年10月

この書面における主な用語についてご説明します。

被保険者	補償の対象となる方をいいます。
保険期間	保険のご契約期間をいいます。
支払限度額	弊社がお支払いする保険金の上限額をいいます。
主契約	保険の対象となる継続的な輸出取引契約をいいます。

1 クーリングオフについて（ご契約のお申込みの撤回等について）

この保険は、ご契約申込みの撤回または解除（クーリングオフ）はできません。ご契約内容をお確かめのうえ、お申し込みください。

2 告知事項（ご契約時にお申し出いただく事項）

- (1) ご契約者または被保険者になる方には、申込書（注）の記載事項について、ご契約時に事実を正確にお申し出いただく義務（告知義務）があります。
（注）ご契約時に弊社に提出していただく書類で、ご契約に必要な内容を記載した付属書類を含みます。
- (2) 申込書の 印の項目について、ご契約者または被保険者の故意や重大な過失により、お申し出たかなかった場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります（ のみに該当した場合は、保険金のお支払いへの影響はありませんが、ご契約が解除されることがあります）。ご契約に際して、今一度お確かめください。

印の項目
保険料算出の基礎 このご契約と補償が重複する他の保険契約または共済契約の有無

- (3) 申込書の 印以外の項目につきましても、事実を正確に記載ください。

3 通知事項（ご契約後にご連絡いただく事項）

ご契約者または被保険者は、次に記載する通知事項が発生する場合、代理店・扱者または弊社までご連絡いただく義務（通知義務）があります。

- (1) 次の通知事項が発生したときは、**遅滞なく**代理店・扱者または弊社までご連絡ください。
債務者に対する何らかの不利益情報（ご契約者が知ることとなった事実で債務者の財務内容の悪化を招いた、または招くおそれがあるすべての事実をいいます。）を入手した場合
債務者が倒産状態になったことを示す情報を入手した場合
上記のほか、モジュール（特約条項）・包括契約書において代理店・扱者または弊社に通知すべき旨定められている事実が発生した場合
遅滞なくご連絡いただけなかった場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- (2) 次の通知事項が発生するときは、**あらかじめ**代理店・扱者または弊社までご連絡ください。
延期された支払期日が包括契約書に定められている最長決済期間を超える場合
弊社がクレジットリミットを取消した債務者に対して支払期日を延期する場合
上記のほか、モジュール（特約条項）・包括契約書において代理店・扱者または弊社に通知すべき旨定められている事実が発生した場合
あらかじめご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- (3) 前記（1）または（2）に該当しない場合でも、申込書記載事項に変更が発生した場合は、代理店・扱者または弊社までご連絡ください

4 検査について

主契約に関する帳簿・書類・履行状況等を検査させていただくことがあります。正当な理由がなくこの検査を拒否した場合は、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

5 保険責任開始期

- (1) 保険責任が始まる時刻は、保険期間の初日の午前0時です。
- (2) 保険料は、ご契約およびご契約内容の変更と同時に払い込みください。保険期間の初日以降であっても、代理店・扱者または弊社が保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては保険金をお支払いできません。

6 保険金をお支払いできない主な場合

ご契約の保険では次の事由によって生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いできません。なお、主なものを記載しておりますので、詳細はグローバルリアンス普通保険約款（一般条項）・モジュール（特約条項）・包括契約書をご確認ください。
紛争がある債権について生じた損害。ただし、裁判所による決定等により被保険者の債権として認められた場合を除きます。
保険契約に規定される被保険者の義務の不履行によって生じた損害
フランス、中国、ロシア、イギリスおよびアメリカのうち、2カ国以上の国の間の戦争により直接または間接に生じた損害

など

7 解約と解約返れい金について

ご契約後、ご契約を解約される場合には、代理店・扱者または弊社までお申し出ください。解約の条件によっては、弊社の定める規定により保険料を返還または未払込保険料等をご請求させていただくことがあります。また返還される保険料があっても多くの場合は、払い込みいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご契約はぜひ継続することをご検討ください。詳細は、代理店・扱者または弊社までお問合わせください。

8 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合など業務または財産の状況が変化したときには、保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり金額が削減される場合があります。

この保険は、ご契約者が個人、小規模法人（経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下である法人をいいます）またはマンション管理組合（以下、「個人等」といいます）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金または解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻後3か月以内に発生した保険事故に係る保険金は100%補償されます。また、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、前記補償の対象となります。

9 万一、事故が発生した場合のご注意

1 支払遅延の発生

- (1) 支払遅延が発生した場合は、弊社所定の通知書にて代理店・扱者または弊社までご連絡ください。
(注) 過去に支払遅延のご連絡をいただいている債務者であっても、支払遅延が発生する都度、代理店・扱者または弊社へのご連絡が必要となります。
- (2) 最長決済期日を経過した場合は必ず30日以内に代理店・扱者または弊社までご連絡ください。ご通知が遅れますと保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- (3) 支払遅延の通知後に、取引先から未回収債権の一部もしくは全部が支払われた場合は、直ちに代理店・扱者または弊社までご連絡ください。

2 事故の発生

- (1) 事故が発生した場合には、弊社所定の通知書にて代理店・扱者または弊社までご連絡ください。
- (2) このご契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。
- (3) 事故の発生をご連絡いただいた後、必要に応じて弊社は海外の債権回収ネットワークを通じて、未回収債権の回収手続きを開始します。（債権回収の実施については、債権額や取引先の状況等を勘案し、弊社で判断させていただきます。）
- (4) 弊社が債権回収手続きを行うにあたり、貴社の未回収債権の全てまたは一部が保険金の支払対象となるか否かにかかわらず、貴社の債権とそれに関連する貴社のすべての権利を行使する権限（示談解決する権限等を含みます。）を委任していただきます。

3 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者には、次表の書類のうち弊社が請求した書類を提出していただく必要があります。なお、必要に応じて次表以外の書類を提出していただく場合がありますので、ご了承ください。

(1) 弊社所定の保険金請求書（個人情報の取扱いに関する同意を含みます）	
(2) 保険金の支払いをご請求いただく場合に必要となる書類	
事故の発生を証明する書類の写し	
書類の例	・ 法的手続きを伴う倒産の場合 裁判所からの倒産手続き開始の通知書、債権届出書および届出債権の認否書、再生計画案、更正計画案、破産に関する報告書 ・ 任意整理の場合 債務者側からの任意整理の通知書、任意整理通知後の債務者に関する状況報告書、債権届出書および届出債権の認否書 など
損害額を証明する書類の写し	
書類の例	・ 請求書および配達伝票 商品の品目・数量・代金・配達日・伝票番号が記載されているもの、手形・売掛金等の金額の内訳がわかるもの、請求額の中に過去の繰越額も含んでいる場合はその繰越分の当初の請求書 ・ 得意先元帳または総勘定元帳 手形・売掛金等の金額がわかるもの、請求額の中に過去の繰越額も含んでいる場合はその繰越分の内訳が記載された当初の元帳 ・ 受取手形証書（手形債権を含む場合） など
その他の書類の写し	
書類の例	・ 債権者本人、裁判所、管財人、代理人等債務者側と貴社との間でやりとりされた手紙 ・ 対象となる債権に関する以外の書類 倒産前12か月の得意先元帳または総勘定元帳、倒産前債務者より最後にお受取りになった金額に係る請求書および配達伝票、債務者より回収金をお受取りになった場合はそれを示す書類 など

4 保険金請求権の時効

保険金請求については時効（3年）がございますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細はグローバルアンス普通保険約款（一般条項）・モジュール（特約条項）・包括契約書をご確認ください。

10 保険金支払後の保険契約

包括契約書をご確認ください。

<お客さまに関する情報の取扱い>

1. お客さまの情報の利用目的について
お客さまからお預かりした情報は、適正な保険のお引受け、万一保険事故が発生した場合の円滑かつ適切な保険金のお支払い、保険契約に付帯されるサービスのご提供のほか、ご継続のご案内、保険制度の健全な運営（再保険契約に伴う諸手続きを含みます）、商品のご提案、グループ会社および提携先の商品・サービスのご提案・ご提供などに利用させていただきます。
ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。
2. お客さまからお預かりした情報は、下記の(1)～(6)の場合に提供または共同利用することがあります。
 - (1) 個人情報の保護に関する法律その他の法令等により外部への提供が必要と判断される場合
 - (2) 利用目的の範囲内において、あらかじめ守秘義務契約を締結した業務委託先等に提供する場合
 - (3) 商品・サービスのご提案を行うためにグループ会社と共同利用する場合
 - (4) 保険契約の適正なお引受け、保険金の適切なお支払い、および不適切な保険金の請求等の発生を未然に防止するために損害保険会社等の間で共同利用する場合
 - (5) 保険金の適切および迅速なお支払いのために必要な範囲において保険事故の関係者（当事者、医療機関、修理業者等）に提供する場合
 - (6) 再保険契約の締結や再保険金の請求等のため、本契約や保険金に関する情報を再保険会社等に提供する場合

<詳しくは> 引受保険会社ホームページをご覧ください。か引受保険会社までお問い合わせください。
<http://www.aioinissaydowa.co.jp/>

その他ご注意いただきたいこと

1. **ご契約にあたって**
ご契約にあたっては、運転免許証や健康保険証等により、お客さまのお名前、生年月日およびご住所の確認をさせていただく場合がございます。その他、解約返れい金の受取時など、お客さま（返れい金の受取人）のお名前、生年月日およびご住所の確認をさせていただく場合がございます。
2. **保険料領収証について**
保険料を払い込みいただく際は、弊社所定の保険料領収証を発行することとしておりますのでご確認ください。
3. **保険証券について**
ご契約の手続きが完了した後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、弊社までお問い合わせください。保険証券がお手元に届きましたら、内容をご確認のうえ大切に保管してください。

引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

兵庫中央支店 加古川支社
住 所：兵庫県加古川市加古川町溝ノ口510-51平成ビル4F
TEL：079-422-2681
担当者：下田和

取扱代理店・扱者

IBNホールディングス株式会社
住 所：兵庫県加古川市加古川町溝ノ口510-51平成ビル5F
TEL：079-456-0880
FAX：079-456-0882
担当者：中谷 徹

このご案内は輸取出引信用保険の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項説明書」をご覧ください。また、詳細はグローバルアンス普通保険約款（一般条項）・モジュール（特約条項）・包括契約書をご確認ください。ご不明な点がございましたら、取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問合わせください。

取扱代理店・扱者は、引受保険会社の保険契約の締結権を有しており、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理（ご契約内容の変更等の通知の受領を含みます）などの業務を行っております。したがって、取扱代理店・扱者とご契約いただき有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接ご契約いただいたものとなります。